

当共済組合における取消事例

● 取消日

被扶養者資格の要件を失う事実が発生した場合は、当該事実の発生した日を取消日とします。

(1) 給与収入等の超過による取消について

- ・ 雇用契約により月収が決まっており、日額・稼働日数から算定し、恒常的収入が月収 108,334 円以上であると見込まれる場合は、雇用（採用）日を取消日とします。
- ・ 月の途中からパート等を開始しその月の月収が 108,334 円未満でも、日額 3,612 円以上と見なせ、翌月以降の恒常的収入が月収 108,334 円以上であると見込まれる場合も雇用（採用）日を取消日とします。

※ 60 歳以上の公的年金受給者等の場合は年金との合算額で月収 150,000 円未満、日額 5,000 円未満とします。

<例 1>アルバイト当初から月額超過の場合

○ 2 月 5 日からアルバイト開始

（給与支払サイクル：当月末日締・翌月 5 日支払と仮定）

取消日：2 月 5 日

給与支払月	3 月 (2/5~2/28分)	4 月 (3/1~3/31分)	5 月 (4/1~4/30分)	6 月 (5/1~5/31分)	7 月 (6/1~6/30分)
2/5 開始	110,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円

月々の収入が 108,334 円以上

※ アルバイト開始日が不明な場合の取消日は 2 月 1 日

<例 2>アルバイトの日額超過の場合

○ 3 月 26 日からアルバイト開始

（給与支払サイクル：当月末日締・翌月 5 日支払と仮定）

取消日：3 月 26 日

給与支払月	4 月 (3/26~3/31分)	5 月 (4/1~4/30分)	6 月 (5/1~5/31分)	7 月 (6/1~6/30分)	8 月 (7/1~7/31分)
3/26 開始	26,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円	130,000 円

※ 3 月 26 日～3 月 31 日間の平均日額（26,000 円÷6 日＝4,333 円）が 3,612 円以上であり、4 月以降月収が 108,334 円以上のため取消日は 3 月 26 日

- ・パート・アルバイト等で月収が一定しない場合は、3か月の平均額を算定し、当月の収入額、平均額共に108,334円以上となった月の初日（実労働期間の初日）を取消日とします。

〈例3〉月々の収入が変動する場合

○2月1日からアルバイト開始

（給与支払サイクル：当月末日締・翌月5日支払と仮定）

給与支払月	3月 (2/1~2/28分)	4月 (3/1~3/31分)	5月 (4/1~4/30分)	6月 (5/1~5/31分)	7月 (6/1~6/30分)	8月 (7/1~7/31分)
2/1 開始	90,000円	110,000円	50,000円	140,000円	160,000円	160,000円

4・5・6月の平均 100,000円

5・6・7月の平均 116,667円

6・7・8月の平均 153,334円 → 取消日 5月1日

※5月（4/1~4/30分）は、単月で基準を下回るため。

- ・年収130(180)万円以上で遡及取消の際、月々の収入が不明な場合は、収入額が基準内の課税証明書を遡及して取得し、当該証明書の収入算定期間初日を取消日とします。

(2) 事業収入等がある方の取消しについて

- ・事業収入については、経費控除がなく、毎月の収入額が確認できる場合を除き、原則1月1日から12月31日の収入額で判断することとし、収入超過となった場合については、超過した年の1月1日取消となります。
- ・収入額は、年間の総収入から必要経費を差し引いた額とします。
※ 控除ができる「必要経費」は、所得税法上の必要経費とは異なりますので、詳細につきましては共済組合までお問い合わせください。

(3) 株式売買、外貨取引、先物取引による収入がある方の取扱いについて

（年間収入の捉え方）

- ・配当金の他、年間の取引額（売却額）の累計額を収入として判断します。
- ・取引が年に1回の場合（積極的な売買による運用を目的とせず、資産の売却のみを目的とした取引において、売却後前後1年間の取引しない場合）は、一時的収入とみなします。
- ・株等の譲渡が1年間に複数回行われた場合は、年間の売却額の累計と配当金等の収入の合算が認定基準額を超過した時点で、その年の1月1日に遡り認定取消とする。
 ※ その他売買に係る諸経費や損失については、考慮することなく、当年の売却額の累計と配当金等の収入により判断します。

〈例〉株等の譲渡が1年間に複数回行われた場合

取消日：〇〇年1月1日

譲渡年月	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した 費用の額等
〇〇年1月	300,000円	150,000円
〇〇年4月	200,000円	400,000円
〇〇年6月	400,000円	300,000円
〇〇年10月	300,000円	500,000円
累 計	1,200,000円	1,350,000円

株取引による年間収入累計 1,200,000円
+
年間の配当金等収入 250,000円 } 1,450,000円

※ 収入額が認定基準を上回ったため取消日は当該年の1月1日